
第1部 1995～96年の海外労働情勢

第5章 国際機関等の動き

第1節 国際連合

1 社会開発サミット

途上国のみならず先進国も含め人々の生活条件は、貧困や経済悪化等に起因して一部で悪化の傾向にあり、これが社会的不安定を惹起し、ひいては各国内及び世界の平和と安全に対する脅威となりかねない。

このような認識のもと、1991年の国連経済社会理事会におけるソマヴィア・チリ国連大使の提案により、翌92年の第47回国連総会において開催が決定されたものであり、国連史上初めて元首・首脳レベルで社会開発の重要性を確認し、21世紀に向けて社会開発問題を国際社会の最優先事項とすることを目的としたものである。

今回のサミットでは、118カ国から元首・首脳が出席し、「貧困の撲滅」、「雇用の創出」、「社会的統合の促進(社会的弱者の社会参加)」を中心的テーマとして議論がなされ、社会的公正の実現を基本的理念とし、経済開発における社会問題への配慮の重要性を明示した「社会開発サミット宣言」及び「行動計画」が採択された。

(1) 開催期間 1995年3月11～12日

(2) 開催地 コペンハーゲン/デンマーク

(3) 「宣言」及び「行動計画」の概要

ア 「宣言」

1) 総論

男女平等、人権の尊厳、国民の参加の促進、活力ある開放された競争的市場づくりや、国際平和、国際協力を促進し、社会開発を可能にするマクロ経済政策を策定する。

2) 貧困の撲滅

社会開発は各国が第一義的責任を負うとの前提の下、96年までに貧困の構造的原因に対処するための国内政策を策定、強化する。また、ドナー国、国際機関特に金融機関は途上国の貧困対策を支援する。

3) 雇用の拡大等

雇用創出、失業削減を政府の中心政策とし、特に、若年者、女性、障害者等の構造的、長期的失業問題に配慮する。また職業能力開発を促進するとともに男女の雇用機会の均等に関する原則の設定や職業と家庭的責任の両立に関する政策を強化する。さらに、持続的経済成長、雇用創出に資するマクロ政策及び貿易・投資自由化に関する政策を強化する。

4) 社会的統合等

社会的弱者の保護と社会参加を促進し、差別の撤廃、人権の保護を促進する。また、男女の平等の実現を目指すとともに、特に女性及び障害者の教育を受ける権利を保障する。

5) 社会開発の財政的資源の捻出

国内貯蓄の生産的投資への動員、公平な税制の確保、軍事費の削減、ODAのGDP比0.7%目標の早期達成に努力する。

6) 実施及びフォローアップ

96年までにサミットの成果を実施するための国内戦略の策定が必要であり、策定に当たっては、国際協力が必要である。フォローアップに関しては国連総会が最高機関となり、2000年には特別セッションを開催し、サミットの成果の全般的なレビューを行う。また、経済社会理事会は、各国、地域委員会、国連機関等の報告に基づきサミットの合意の履行状況を評価する。

イ 「行動計画」

上記「宣言」を実現するため、特に、

1)について、社会開発を可能ならしめるための好ましい国内及び国際的経済環境や政治的、法的環境を改善、整備する。

5)について、関心を有する国々間の合意に基づき、先進国がODAの20%を、途上国が国家予算の20%を、それぞれ、社会開発分野に振り向ける。

6)について、雇用及び社会開発分野においてはILOが特に重要な役割を有している。「宣言」及び「行動計画」の効率的実施のためには、NGOの強化が必要である。また、経社理と世銀・IMF合同開発委員会との合同会合の開催の可能性について検討する。

等が挙げられている。

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第5章 国際機関等の動き

第1節 国際連合

2 第4回世界女性会議

国連は、男女平等の推進、開発や平和の強化のために女性が果たす割合の重要性を認識し、1975年、メキシコにおいて「国際婦人年世界会議」を開催して、同年を「国際婦人年」と宣言するとともに、「平等・発展・平和」をテーマとし、その達成に向けて努力を継続するため76年から85年までを「国際婦人の10年」と定めた。中間年に当たる80年にはデンマークにおいて「国際婦人の10年中間年世界会議」が開催され、さらに、最終年に当たる85年にはケニア・ナイロビにおいて国際婦人の10年の成果の検討と将来展望を行うため「第3回世界婦人会議」が開催され、「女性の社会全般への参加を妨げるあらゆる障害の克服と男女平等への戦略」を示した「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択した。

中国・北京で開催された今回の会議では「ナイロビ将来戦略」の実施状況が検討・評価され、西暦2000年に至るまでの優先行動を定めた「行動綱領」及び当該綱領の実施に向けての努力の決意と政府・国際社会のコミットメントを求めた「北京宣言」が採択された。

採択された行動綱領は、貧困、健康、教育等12の重大問題領域を挙げ、各々の分野について女性の地位向上のためにとるべき措置が掲げられている。特に、女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として取り上げたことが新しい点であった。また今回の会議では、EUを中心とした同性愛まで含めた広範な女性の権利を人権として認めさせようとする考え方と、宗教、倫理、文化を守ろうとするヴァチカン、イスラム教国の立場との対立が最大の争点となった。

また、今回の会議では、冷戦の終了により、会議の本来あるべき姿に戻り、宗教的・倫理的・文化的伝統からいかに女性を解放するかという女性問題の根本問題が論議されたことと、同時並行的にNGOフォーラムが開催され、世界中から3万人の女性が集まり、参加したことが特に注目された。

(1) 開催期間 1995年9月4～15日

(2) 開催地 北京/中国

(3) 「行動綱領」に示された労働分野に関連する戦略目標

1) 女性と貧困

経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保証するため、法律及び行政制度を改正すること等

2) 女性の教育と訓練

職業訓練、科学、技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること等

3) 女性と経済

- ・雇用及び適切な労働条件へのアクセス及び経済資源の管理を含む女性の経済的な権利及び自立を促進すること
- ・資源、雇用、市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること
- ・特に低収入の女性に対し業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスを提供すること
- ・女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること
- ・職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること
- ・女性及び男性のための職業及び家族責任の両立を促進すること

4) 権力及び意思決定における女性

- ・権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保證するための措置を講ずること
 - ・意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること
-
-

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第5章 国際機関等の動き

第2節 国際労働機関(ILO)

1 第82回ILO総会

ILO総会は、少なくとも毎年1回(6月)開催され、条約・勧告の審議・採択、事業・予算の決定、分担金の決定、条約の実施状況の審議、決議の審議・採決を行う。

今総会には、我が国からビジティング・ミニスターとして浜口労働大臣が出席し、総会、社会開発サミットのフォローアップに関する非公式閣僚等三者構成会合、アジア太平洋労働大臣会合等において演説するとともに、先に批准されたILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)の批准書の寄託に臨んだ。

(1) 開催時期 1995年6月6～22日

(2) 開催地 ジュネーブ/スイス

(3) 議論の概要

ア 理事会議長及び事務局長報告

本会議において、各国の政労使代表が、事務局長報告「雇用の促進」について意見表明を行った。我が国からは、浜口労働大臣がビジティング・ミニスターとして演説し、また、労使の代表もそれぞれ演説を行った。

イ 計画・予算の提案及びその他の財政問題

3～4月に開催された第262回理事会において承認された総額579,500,000US\$(スイス・フランでは672,220,000、レートは、1US\$=1.16スイス・フラン)の96～97年予算案が総会でも承認された。

しかし、ドルベースでの額の増加、米国の分担金の全額の納入が不可能であること等の問題があるため、6月24日の理事会においてその手続きを定めた上、今後、事務局長が適宜、予算の調整案を11月の理事会及び計画・財政委員会に提出することとされた(注1)。その際、技術協力及び地域プログラムに関しては削減しないこととなった。

なお、わが国の分担率は、95年の12.28%から、96年15.22%、97年15.43%となる。

(注1)96～97年予算案については、本総会での決議を受け、また、9月に開催された計画・財政委員会のワーキングパーティの議論を踏まえ、第264回理事会(11月2～16日)において、約2,170万US\$の支出の削減が決定された。

ウ 条約及び勧告の適用に関する情報及び報告

一般討議(6月7～10日)では、例年どおり、ILOによる条約等の適用の促進のあり方、条約勧告適用専門家委員会が2月に行った総合調査(本年度は、雇用の修了に関する総合調査)等について討議された。

個別審査(12～17日)では、32ヶ国の条約の適用状況について討議され、日本については、消防職員の団結権問題について、消防職員の勤務条件の決定及び改善への消防職員の参加を保障するための新たな仕組みを導入するという日本の労使の合意に基づく解決策を条約の適用に向けた重要な措置として満足をもって歓迎し、対話の促進と合意の具体化のための法改正を要請する旨の議長集約が行われた。

また、イギリスのGCHQ(安全保障、情報活動機関)の団結権の制限についても取り上げられ、スペシャル・パラグラフへの掲載をめぐる討議が行われたが、ILOのミッションのイギリスへの派遣受入れを要請する旨の議長集約で決着をみた。

エ 鉱山における安全衛生(第2次討議)

昨年(1995年)の第1次討議に引き続き、第2次討議が行われ、鉱山における安全衛生に係る条約及び勧告が採択された。

その概要は、1)定義、2)適用範囲及び適用手段、3)使用者の責任としての防止的及び保護的措置、4)労働者とその代表の権利と責任としての防止的及び保護的措置、5)その他、である。

オ 家内労働(第1次討議)

家内労働者の保護等を図るため、国際文書を採択することとし、その形式は条約及びそれを補足する勧告となった。条約案には、1)家内労働者の定義、2)各国における家内労働政策の検討・実施、3)家内労働者和其他の労働者との間の平等待遇の促進、4)家内労働者の安全衛生の確保、等の内容が盛り込まれている。

来年の総会で第2次討議が行われ、国際文書が採択される予定である。

カ 1947年の労働監督に関する条約(第81号)の非営利サービス部門への拡大適用(1回討議)

1947年の「工業及び商業における労働監督に関する条約」(第81号)の規定は、工業的事業場及び商業的事業場にのみ適用されているが、非営利サービス部門(公務部門、軍事部門、警察部門等)の労働者がさらされている危険及びこれらの労働者にも有効で公平な労働監督システムを設けることを保障する必要性に鑑み、同条約の規定を非営利サービス部門の事業場にも拡大適用することを内容とする議定書が策定された。

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第5章 国際機関等の動き

第3節 経済協力開発機構(OECD)

1 第34回OECD閣僚理事会

OECD閣僚理事会はOECDの最高意思決定機関であり、年1回(通常5～6月)各国より大臣レベルのメンバーの出席を得て開催される。

1995年の閣僚理事会においては、1)経済成長、雇用、社会的進歩(Economic Growth, Employment and Social Progress)、2)多角的体制の強化(Strengthening the Multilateral System)、3)OECDの将来(The OECD in Tomorrow's World)が議題とされ、労働問題に関連しては、昨年の閣僚理事会での議論を受けた形で、1)において雇用失業研究第2フェーズの中間報告が行われるとともに、2)において「貿易と労働基準」の問題に関する中間報告が行われた。

(1) 開催日時 1995年5月23、24日

(2) 開催地 パリ/フランス

(3) 労働問題に関連する議論の概要

ア 「経済成長、雇用、社会的進歩」について

94年の閣僚理事会において、2年間の研究成果を取りまとめた「雇用失業研究/ポリシーレポート」が報告され、現在その報告を踏まえた第2フェーズの作業が進められており、その中間報告が行われた。この研究の最終結果は96年の閣僚理事会に報告されることとなっている。

発表された閣僚理事会コミュニケは、雇用失業問題に関して、1)最優先課題として失業問題と闘うこと、2)よりよい教育と訓練(生涯教育を含む)、労働市場の機能改善(適当な場合は積極的労働市場政策を含む)及び中小企業の繁栄し得る環境の醸成等を優先分野とする構造改善に向けた努力を強化すること、等と明示するとともに、1)人的資源への投資に関する比較可能な尺度・指標の開発の可能性について96年の閣僚理事会に報告すること、2)人口高齢化の政策的意味合いについて整理・分析し96年までに第1回目の報告を行うこと、3)技術、知識の進歩・革新が、生産性、成長及び雇用に及ぼす影響を更に検討し、知識に立脚した経済にとっての政策的原則を勧告すること、等を求めている。

イ 「多角的体制の強化」について

94年の閣僚理事会において「貿易と労働基準」の問題が議論され、その基本理念、貿易・投資パターンに関する実証的事実及び世界規模でのより高い労働基準促進のためのメカニズムについて、96年に向けて検討することとされた。これを受けて、労働問題を取り扱う雇用・労働・社会問題委員会と貿易問題を取り扱う貿易委員会の合同により作業が進められているが、本年の閣僚理事会ではその中間報告が提出され、閣僚理事会コミュニケにおいて、貿易、雇用及び労働基準に関する作業の活発かつ勤勉な継続

1996年 海外労働情勢
が要請された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第5章 国際機関等の動き

第3節 経済協力開発機構(OECD)

2 ハリファックス・サミット(第21回先進国首脳会議)

先進国首脳会議は、1975年から年1回、主要先進国(日、米、独、英、仏、加、伊、EU)の首脳が一堂に会し、自由主義社会が直面する経済をはじめとする重要問題について意見交換を行うものである。今回で21回を数え、先進国が3巡した。また、昨年引き続きロシアが政治討議に参加した。

今回のサミットにおいても、前回に引き続いて、先進国における高水準の失業を背景に雇用問題が特に重要な課題とされ、発表された「経済宣言(コミュニケ)」において雇用問題を扱った「成長と雇用」が「前文」に続くトップに位置付けられるとともに、94年3月に続いて雇用問題に関する閣僚会合(雇用サミット)を開催することが合意された(注2)。その他、「貿易」、「原子力安全支援」、「移行国(ロシア等)支援」、「環境」が議題とされた。また、本年が戦後50年に当たることから「国際システムの見直し」も議題とされた。

(注2)雇用問題閣僚会合(雇用サミット)は、96年4月1～2日、フランス・リール市で開催された。

(1) 開催期間 1995年6月15～17日

(2) 開催地 ハリファックス/カナダ

(3) 参加首脳 日本:村山首相、米:クリントン大統領、独:コール首相、

英:メイジャー首相、仏:シラク大統領、加:クレティエン首相、

伊:ディーニ首相、EU:サンテール欧州委員会委員長、

(露:エリツィン大統領)

(4) 労働問題に関連した議論の概要

ア 「成長と雇用」

- 1) 質の良い雇用を創出し、依然として高い失業を減らすことは、喫緊の優先課題である。
- 2) 財政・金融政策だけでは経済パフォーマンスの向上という成果をもたらさない。安定した良質の雇用を創出する政策も必要であり、このために、労働者の技能の向上、必要に応じて、労働市場の一層の柔軟化、不要な規制の撤廃を促進する措置をとる必要がある。
- 3) 議論のフォローアップとして、次回のサミットの前にフランスで閣僚会合を持ち、雇用創出の進捗状況を検討し、雇用増加のために何が最善かを検討する。
- 4) 高齢者や社会的弱者の保護を確保する。そのために、公的年金計画及び社会保障制度の継続、民間年金資金の利用可能性の確保が必要である。

イ 次回会合

96年6月27～29日、フランス・リヨンで会合することについて、フランス大統領の招待が受諾された。

(参考) 先進国首脳会議の経緯

(参考) 先進国首脳会議の経緯

回数	開催地	開催期間	特記事項
1	ランブイエ・フランス	1975年11月15～17日	第一次石油ショック後の世界経済再建を議論
2	サンファン・アメリカ	1976年 6月27～28日	カナダ参加
3	ロンドン・イギリス	1977年 5月 7～ 8日	E C委員長参加
4	ボン・西ドイツ	1978年 7月16～17日	
5	東京・日本	1979年 6月28～29日	
6	ベネチア・イタリア	1980年 6月22～23日	
7	オタワ・カナダ	1981年 7月20～21日	
8	ベルサイユ・フランス	1982年 6月 4～ 6日	
9	ウィリアムズバーグ・アメリカ	1983年 6月28～30日	
10	ロンドン・イギリス	1984年 6月 7～ 9日	
11	ボン・西ドイツ	1985年 5月 2～ 4日	
12	東京・日本	1986年 5月 4～ 6日	
13	ベネチア・イタリア	1987年 6月 8～10日	
14	トロント・カナダ	1988年 6月19～21日	
15	アルシュ・フランス	1989年 7月14～16日	
16	ヒューストン・アメリカ	1990年 7月 9～11日	
17	ロンドン・イギリス	1991年 7月15～17日	ゴルバチョフ・ソ連大統領招待
18	ミュンヘン・ドイツ	1992年 7月 6～ 8日	
19	東京・日本	1993年 7月 7～ 9日	雇用失業に関するハイレベル会合（雇用サミット）開催を合意→94年3月、デトロイト・アメリカで開催
20	ナポリ・イタリア	1994年 7月 8～10日	ロシア参加
21	ハリファックス・カナダ	1995年 6月15～17日	次回サミット前にフランスで雇用サミットを開催することを合意

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第5章 国際機関等の動き

第4節 アジア太平洋経済協力(APEC)

1 第7回APEC閣僚会合・第3回非公式首脳会合

APEC(アジア太平洋経済協力)は、1989年11月、「欧州市場統合、米加自由貿易協定など、急速に進展しつつある世界全域の経済ブロック化に対抗するには、アジア・太平洋圏の経済関係強化が緊急に必要である。」とのオーストラリアのホーク首相(当時)の提唱により、キャンベラにおいて第1回会議が開催され発足したもので、アジア太平洋地域の持続的な経済発展と開かれた多国間経済協力の実現のため、毎年加盟国が開催国に集まり、「貿易・投資の自由化・円滑化」、「経済・技術協力」を2本柱に、1)貿易や投資に関する統計整備、2)貿易の促進、3)投資や技術移転の拡大、4)人材の養成、5)エネルギー、6)海洋資源の保全、7)通信、8)漁業、9)運輸、10)観光について討議を行うものである。

94年11月インドネシア・ボゴールで開催された非公式首脳会合においては、1)2020年(先進国は2010年)までの貿易・投資の自由化の完了、2)人材育成や科学技術などでの協力強化等をうたった「ボゴール宣言」が採択されたが、95年11月大阪で開催された会合では、ボゴール宣言の目標を達成するための行動指針の策定に重点を置いた討議が行われ、非公式首脳会合において「APEC経済首脳の行動宣言(大阪宣言)」とともに「大阪行動指針-ボゴール宣言の実施-」が採択された。また、非公式首脳会合に先立って開催された閣僚会合において、1996年にフィリピンにおいて人材養成大臣会合を開催すること、人材養成及び教育交流活動に対する追加的な資金を引き出すAPEC教育基金の設立等が了解された。

(1) 開催期間 閣僚会合:1995年11月16～17日

非公式首脳会合:11月19日

(2) 開催地 大阪/日本

(3) 「大阪行動指針」の関連部分

第2部 経済・技術協力

B節:個別分野の経済・技術協力

1 人材養成

共通政策理念

アジア太平洋地域の人々は、この地域の最も重要な財産である。地域の人材への需要は、地域の成長とダイナミズムに伴い、拡大し多様化している。APECメンバーは、人材養成枠組み宣言に述べられている以下に優先順位を設定することにより、これらに取り組む。すなわち、

a 質の高い基礎教育の提供

b 人材養成の動向及び需要の適切な予測を可能にする域内労働市場の分析

c 管理職、企業家、科学者及び教育者/訓練指導者の供給の増大及び質の向上

d 人生の就労可能期間のあらゆる段階に適用される訓練計画の作成による技能不足及び失業の削減

e 管理職及びその他の労働者のためのカリキュラム、教育方法及び教材の質の改善

f 技能取得を求める人々にとっての機会の増大

g 急速な経済的及び技術的变化に直面する中で生産的であり続けるよう組織及び個人を準備させること

APECメンバーは、さらに以下のことに取り組む。

h 貿易及び投資の自由化及び円滑化に向けた人材養成の促進

共同行動/対話

APECメンバーは、21のサブ・プログラムからなる人材養成プログラム21を実施する。このプログラムにおいて、APECメンバーは、なかんずく、

a 管理技能及び専門技能の交換及び移転のために域内のビジネス/民間団体の間でビジネス専門家の自主的な派遣を促進するメカニズムであるAPECビジネス・ボランティア計画を実施する。

b 各APECメンバーにおけるAPEC研究センターの設置及びAPECに関する問題の共同研究の促進を含む、高等教育における地域協力を強化し、地域の主要な経済問題を研究するための一連の手段であるAPEC首脳教育イニシアティブを実施する。

c 基礎教育における質の高い指導の提供を促進するため、教員養成の実践、科学教育プログラム及び教育における技術の利用に関する研究を実施する。

d 経営幹部、管理職、技術者、公務員及びその他の労働者の供給の増大及び質の向上のため、これらの人々の訓練を実施する。

e 基準及び適合性並びに知的所有権の分野における効果的な制度を維持するのに必要な専門家を確保するため、これらの分野に関する訓練コースを開催する等の方法により、貿易及び投資の自由化及び円滑化に関連する協力を推進する。

f 職業資格の相互承認に関心を有するAPECメンバー間の二国間協定を通じて、域内における有資格者の移動を促進する。

また、このプログラムに加えて、APECメンバーは、

g 議論のための土台として、成人識字率、初等・中等教育就学率といった到達指標を策定し、各APECメンバーの人材養成政策及び人材養成状況に関する定期的な対話を実施する。

第1部 1995～96年の海外労働情勢

第5章 国際機関等の動き

第4節 アジア太平洋経済協力(APEC)

2 人材養成大臣会合

1994年11月のボゴール非公式首脳会合におけるフィリピン・ラモス大統領による発案、また、95年11月の大阪での閣僚会合における了解を受け、大阪会合後初の大臣レベル会合として開催された。

「21世紀に向けてのAPEC労働力:変化と課題」とのテーマの下に1)労働市場の効率性及び効果性の向上:変化する要件に合致する資源配分、2)教育、訓練、技能開発の改善:政府、企業、労働者の役割の認識、をサブテーマとして設定し、APEC域内の人材養成のあり方について議論が行われ、大阪会合にて採択された大阪行動指針の実施についての強い決意が示されるとともに、特に、今後の社会経済の変化や技術革新に対応した効果的な人材養成を行っていくために、労働市場の分析に重点をおくべきことが合意された(なお、具体的な事業は、今後のワーキンググループでの議論を経て実行される。)

また、我が国からは、大阪行動指針を具体化するため、

- ・企業における人材養成についての経験交流を行う、「APEC人材養成シンポジウム～民間企業における職業能力開発について」の開催、

- ・APEC域内の企業等の有する研修施設を活用して、社外の現地の人々に対して技能研修事業を行うことを支援する「APEC域内の民間企業職業訓練協力事業」の実施、

の2つの事業の実施を提案し、賛同を得た。

なお、97年に韓国において第2回の人材養成大臣会合が開催されることが決定された。

(1) 開催期間 1996年1月10～11日

(2) 開催地 マニラ/フィリピン

(3) 閣僚共同声明:人材養成に関する行動へ向けての要請(仮訳)

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ及び米国の人材養成担当大臣は、1996年1月10日及び11日、マニラにおいて人材養成に関する大臣会合を開催した。

初めての人材養成大臣会合であり、また、大阪会合後最初の閣僚会合でもある本会合は、人材養成大臣会合の開催を要請するボゴールにおけるフィデル・V・ラモス・フィリピン大統領のイニシアティブに応えるために招集された。我々は、「21世紀に向けてAPEC労働力:変化と挑戦」というテーマの下に、労働市場の発展に焦点を当て、幅広い議論を行った。

本大臣会合の開催は、アジア太平洋共同体の建設へ向けて、人材養成面のAPECの経済・技術協力を顕著に発展させる機会を提供するものである。我々は現在メンバー間の協力を現実のかつ継続的なものとす

るために、さらなる措置が取られるべき段階に至っている。

アジア太平洋共同体の建設において、我々の人民は、非常に重要な意味を持つので、今後、次の世紀へ向けて、我々の地域の成長とダイナミズムを維持するために、その人的資源の能力を発展させ、拡張させ、多様化させなければならない。このビジョンを達成するにあたり、我々は、政府、使用者及び労働者がそれぞれ果たす役割があることを認識する。我々の間には、社会的、経済的、文化的多様性があることから、我々がAPEC地域の経済成長、発展を図るには、より協力を進める必要がある。

我々は、アジア太平洋地域において不均衡と多様性があり、人材養成の分野であるメンバーに特別のニーズがあり、教育訓練に関し特に強化された協力が重要であることを認識する。

ジャカルタにおけるAPEC人材養成枠組み宣言は、人材の開発に継続して優先度を置くべきとするシアトルでの首脳宣言を確認していることに留意し、我々は、関係ある国際・地域機関に対し、その規則と手続きに従い、資金供与や技術協力を通じて、教育・技能訓練のような人材養成面への投資に関してより大きな優先度を置くべきことを要請する。

我々は、大阪行動指針の人材養成に関する行動計画の実施に関与していくことを、強く、かつ、明確に宣言する。この行動計画では、柔軟で適用性のある労働力を開発していくための教育訓練の重要性に焦点が当てられており、そのような労働力は、貿易投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を通じての持続的経済成長に重要なものである。

我々は、人材養成ワーキング・グループに対して、行動計画の進展に関する今後の作業を委ね、労働市場問題に焦点を当てた本会合の議論に沿って、同行動計画の中の次のイニシアティブを優先課題としたいと考える。

労働市場問題の分析

我々は、人材養成における労働市場分析の重要性について合意し、次の方法により、現在人材養成ワーキング・グループにより実施されている労働市場に関するプロジェクトの実施を促進、強化する必要性を確認する。

- a) メンバーにとっての労働市場情報の枠組みの開発
- b) 労働市場情報を発信するための各メンバーごとに設置する中心機関の特定
- c) 労働市場情報の基準発展の模索
- d) 労働市場情報の普及におけるインターネット及びその他の国際的データ共有システムの活用
- e) 専門家の会合、専門知識の交換及び労働市場情報活動の調査の発展に関する他の国際・地域機関との協力を通じた、各メンバーに利用される労働市場情報システムのモデルに関する情報共有
- f) 技能、賃金、労働条件その他の労働市場情報を共有化することによる有資格労働者の移動の円滑化
- g) 職業技能の開発のための、能力を基礎とした訓練の利用に関する情報共有

中小企業の管理及びその強化

我々は特に人材養成に着目した中小企業の発展について強調する。このような発展は、情報ネットワーク、訓練機会及び技術移転プロジェクトの源泉である「APEC中小企業技術交流・訓練センター」のような措置を通じて行われる。

人の移動の円滑化及び人材養成・経済成長に関する情報交換

我々は、大阪行動指針に沿った形で、技能資格の相互承認に関するプロジェクトを促進し、拡大する。

サービス貿易の自由化及び円滑化

我々は、中長期的視点に立って2国間等で締結される協定により確立、実施される原則を通じて行われる、教育サービス及び技能訓練の提供に関するメンバー間の投資のためのよりよい機会の提供の必要性について合意する。

経営者の教育及び開発

我々は、経済成長を維持するための強力で有能な経営者の重要性を認識し、経営者のリーダーシップの継続的開発に関連した活動を重視する。

この目的のため、我々は次の事項を実施する。

我々は、人材養成の分野における協力をさらに強化するこれらの優先的措置を実施するための、我々メンバーによる個々の及び共同の努力を、全面的に支援する。

我々は、人材養成ワーキング・グループに対し、優先的にこれらの措置を実施するための詳細な計画を策定するように要請する。

我々は、人材養成のためのプロジェクトを実施する他のAPECのワーキング・グループや会合に対し、人材養成ワーキング・グループと協力することを促す。

我々は、人材養成に関するAPECの行動計画の実施の進捗状況をレビューするために、大臣会合を開催することに合意し、97年に会合を招致しようとする韓国の申し入れを歓迎する。